

第四十回国 参議院建設委員会會議録第九号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大河原一次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君

委員

岩沢 忠恭君
太田 正孝君
三木與吉郎君
米田 正文君
内村 清次君
田中 一君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君

國務大臣 中村 梅吉君
建設大臣 中村 梅吉君
政府委員 建設政務次官 木村 守江君
建設省計画局長 關盛 吉雄君
建設省住宅局長 齋藤 常勝君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 武井 篤君

本日の會議に付した案件
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

第十二部 建設委員会會議録第九号 昭和三十七年二月二十日【参議院】

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は、先刻の委員長及び理事打合の協議によりまして、初めに公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案説明を聴取いたしました。住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案の補足説明聴取及び質疑を行ないたいと存じます。

初めに公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明をお願いいたします。木村政務次官。

○政府委員(木村守江君) ただいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律は、昭和二十七年制定以来、公共工事の適正な施工と前払金保証事業の健全な発達に寄与して参つたのでありますが、近時建設事業量の増大に伴い、その適正かつ円滑な実施を確保することの緊要性がますます増大しつつあります。最近における保証事業会社の自己資本の充実と経営基盤の安定にかんがみ、保証事業会社が前払金の保証をすることのできる公共工事の範囲を拡大して、新たに国、地方公共団体等の発注する測量並びに土木建築に関する工事の設計及び工事に關する調査を加えるとともに、保証事業会社の保証債務の弁済能力を充実するた

めに設けられていた保証基金制度を廃止することいたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。その要旨について御説明申し上げます。

まず、公共工事の範囲の拡大についてであります。現行の公共工事の前払金保証事業に関する法律におきましては、保証事業会社が前払金の保証をすることのできる範囲は、国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社または地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に關する工事、資源の開発等についての重要な土木建築に關する工事であつて建設大臣の指定するもの及びこれらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造となつております。

ところで、近時の建設事業の増大に伴ひまして、建設工事の施工の前段階をなします調査及び設計並びに測量等がますます重要性を帯びて参りましたので、これに対応しまして、国、地方公共団体等がこれらの業務を請負に出した場合は、これらの業務を公共工事の範囲に加えて、その前払金が保証事業会社の保証の対象となりうる道を開き、もつてこれらの業務を行なう者の金融の円滑化をはかり、公共工事の適正な施工に寄与することとしたのであります。

次に、保証基金制度の廃止について申し上げます。従来、保証事業会社は、その設立の当初から、保証債務の弁済能力を充実するため法律に基づいて保

証基金を設けなければならず、また、この保証基金に充当するため、保証契約の相手方である請負者から保証契約に基づいて保証料と同時に保証料の二分の一の額に相当する金額を徴取できる措置が講ぜられておりました。しかしながら、幸いに保証事業会社の業績も設立以来順調に伸び、特に最近におきましては、公共工事の増大に伴い、業績も著しく向上し、経営の基礎は確立し、自己資金も充実してきていたため、保証基金を今後引き続いて設定しておく必要がなくなりました。したがつて、今後は保証基金制度を廃止して保証契約の相手方である請負者の負担の軽減をはかることとしたのであります。なお、保証基金の廃止に伴い、必要な経過措置として、本法施行の際現に積み立てられていた保証基金につぎましてはなお従前の例により、保証契約締結の際の保証約款に定められている保証基金の払い戻しの方法によつて払い戻すこととしたのであります。

このほか、以上の措置に關連いたしまして、所要の改正を行なつております。

以上が、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(大河原一次君) 本案についての本日の審査は、この程度にとどめたいと思ひます。

○委員長(大河原一次君) 次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。逐条的に補足説明を聴取いたします。齋藤住宅局長。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいま提案されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につき、逐条的に御説明申し上げます。

この法律案は、住宅金融公庫法におきましては、宅地造成等規制法による勧告または命令を受けて宅地防災工を行なう資金の貸し付けをすることを公庫の業務に加え、防災建築物に対する公庫の貸付金額の限度を上げ、災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、構造により延長し、並びに雇用促進事業団から公庫が委託を受けた業務の一部を金融機関等に委託することができることとしたのであります。また、北海道防寒住宅建設等促進法におきましては、北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、構造により延長したものであります。

まず、住宅金融公庫法第十七条におきましては、第七項を新たに加えまして、公庫の業務として、宅地防災工の資金の貸し付けができることを規定いたしました。

すなわち、公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、宅地造成等規制法第十五条第二項、第十六条第一項もしくは第二項の規定による宅地造成工事規制区域内の危険宅地の排水施設の設置または改造その他の

災害防止のための工事を行なうべき勸告または命令が発せられたものにあつては、その勸告または命令のあつた日から、それぞれ二年または一年以内、当該工事を行なおうとする者に、必要な資金を貸し付けることができることとしたものであります。

また、これに伴い第十七条及び第十八条中、関係条項を整理いたしました。

同法第二十条第四項の改正は、たゞいま御説明いたしました宅地防災工事に対する貸付金の限度額を、政令をもって定めることとしたものであります。

第二十条第五項の改正は、防災建築街区内において相当の住宅部分を有する防災建築物の非住宅部分に対する貸付金の限度を、その住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積と等しい床面積までの建設費について算定することとしたものであります。

同法第二十一条第三項及び第四項の改正は、災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の利率及び償還期間を規定いたしました。昨年六月以降、これら貸付金の金額の限度を引き上げるとともに、不燃化を促進する趣旨で、耐火または簡易耐火のものにつきましては、木造その他より高い限度額を定めましたことに伴い、それらの貸付金の償還期間をそれぞれ次のとおり延長いたしましたものであります。

まず、第三項におきまして、災害復興住宅の貸付金の償還期間を、従来は、一律十八年以内でありましたのを、耐火構造のものについては、三十五年以内、簡易耐火構造のものについては、二十五年以内、木造その他のもの

のについては従来どおり十八年以内としたものであります。また、第四項におきまして、地すべり関連住宅のうち耐火構造及び簡易耐火構造のものについては、右と同じく、それぞれ三十五年、二十五年以内と延長いたしましたものであります。

同法第二十一条の改正は、第十七条第七項に規定する宅地防災工事にかかる貸付金の利率を年六分五厘、その償還期間を十五年以内と定めたものであります。

同法第二十一条の改正は、条文を整理でございます。

同法第二十一条の三の改正は、宅地防災工事貸付金について、当該工事にかかる土地を他人に譲渡した場合、公庫は一時償還を請求し得ることとしたものであります。

同法第二十三条の改正は、まず第一項におきまして、公庫が地方公共団体の審査並びに貸付金の回収に関連して公庫が取得した宅地防災工事の土地にかかるとして、雇用促進事業団から第七項に新たに、雇用促進事業団から公庫が受託した雇用促進のための労働者住宅建設資金貸付の業務の一部を、金融機関または地方公共団体に委託することができるといたしましたのであります。また、この場合においては、同条第二項から第六項までの規定を準用することとしたものであります。

同法第二十四条の改正は、公庫の業務方法書に記載する項目に受託業務に関する準則、宅地防災工事にかかる工作物の維持補修の義務及びその大修繕

を行なう場合の公庫の承認を受ける条件等を加えることとしたものであります。同法第三十三条の改正は、主務大臣が報告を求め、または検査をすることができ受託者中に、第二十三条第七項の雇用促進事業団の受託業務にかかるものを加えることとしたものであります。同法第三十四条の改正は、宅地防災工事融資に関連した条文整理であります。同法第三十五条、第三十五条の二及び第三十六条は、条文整理であります。同法第四十七条及び第四十八条の改正は、第二十三条第七項の業務委託に関する罰則規定の整備をいたしましたものであります。

次に、北海道防寒住宅建設等促進法第八條の二におきまして、北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、従来の一律三十年以内としていたものを改め、耐火構造については、三十五年以内に延長し、簡易耐火構造については、従来どおり三十年以内としたし関連条文を整理したものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。附則第一項は、この改正法の施行期日を、昭和三十七年四月一日としたものであります。

附則第二項は、改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防寒住宅建設促進法第八條の二第二項の災害復興住宅及び地すべり関連住宅貸付金の償還期間の規定は、昭和三十六年六月一日以後に公庫が申

し込みを受理したのから適用し、同日前に受理したものは、なお従前の例によることとしたものであります。

附則第三項及び第四項は、産業労働者住宅資金融通法及び地方税法中関係条文の整理をいたしましたものであります。

以上、この法律案について逐条的な御説明をいたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(大河原一孝君) 苦勞さまでした。これより本案についての質疑を行なうたいと存じますが、建設大臣は用務のため十一時三十分に出席することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願いたいと存じます。それでは本案について御質疑の方は、順次御発言を願います。

○田中一君 この一定期間内に償還期間を定められて、それ以前に、契約以前に繰り上げ償還しようとする場合の清算方法はどうかとなっておりますか。大体徴収は割賦徴収は均等で何というか、全部含めたものを、画一的なものを回収しておるはずですね。これは。

○政府委員(齋藤常勝君) 償還期間内に事前に繰り上げ償還をいたします場合は、それまでの利息それから元金、こゝろいものを償還するという事になっております。

○田中一君 たとえば生命保険等では、これは募集費等も加わるので、相当さういふ全部経費的なものをもってしまつて、余分にとつて、さうして金利等を含めたものを納入するようになっておりますが、その場合に、十八年なら十八年として元利償還というものはだんだん減る方式ではなくて、そのまま一律の徴収方法をとつていられる。住宅金融公庫の場合は、月に幾らという……。

○政府委員(齋藤常勝君) その場合は、元金均等の計算になっておりますので、先ほど申し上げましたように元金と——残っております元金と、それからその償還の日までの総額に対する利息というものを加えたものを償還すればよろしいということになっております。

○内村清次君 今回の改正で宅地造成等規制法が、この前の国会で、この委員会でも可決したわけですが、その附帯条件として勸告をしたもの、こゝろいつた勸告をして、宅地や建物の建てかえをやるというふうなものに対しての防災工事ですね、これの工事に対しては、やはり政府の方でも、地方公共団体の方でも補助金があるいはまた金融、融資をやつて、その勸告が早い期間で履行できるような態勢を整えなくちゃならないというふうな附帯決議もつたわけですね。この趣意に基づいて、今回この住宅金融公庫法の一部改正の中に、その条項も加えられたと思ひますが、問題は、先ほどの逐条説明の中にもあったように、貸付金の限度というものがあつたわけですね。その限度は政令で定める、こゝろいようなことになっておるのですけれども、この政令で、どういふふうな内容にきめていかれるのか、その政令の内容はわかっておりますか、あなたのほうで、これをやつぱりひとつこゝで出していただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤常勝君) 宅地防災工事に対する貸付金の限度額というものは

のについては従来どおり十八年以内としたものであります。また、第四項におきまして、地すべり関連住宅のうち耐火構造及び簡易耐火構造のものについては、右と同じく、それぞれ三十五年、二十五年以内と延長いたしましたものであります。

同法第二十一条の改正は、第十七条第七項に規定する宅地防災工事にかかる貸付金の利率を年六分五厘、その償還期間を十五年以内と定めたものであります。同法第二十一条の改正は、条文を整理でございます。同法第二十一条の三の改正は、宅地防災工事貸付金について、当該工事にかかる土地を他人に譲渡した場合、公庫は一時償還を請求し得ることとしたものであります。同法第二十三条の改正は、まず第一項におきまして、公庫が地方公共団体の審査並びに貸付金の回収に関連して公庫が取得した宅地防災工事の土地にかかるとして、雇用促進事業団から第七項に新たに、雇用促進事業団から公庫が受託した雇用促進のための労働者住宅建設資金貸付の業務の一部を、金融機関または地方公共団体に委託することができるといたしましたのであります。また、この場合においては、同条第二項から第六項までの規定を準用することとしたものであります。同法第二十四条の改正は、公庫の業務方法書に記載する項目に受託業務に関する準則、宅地防災工事にかかる工作物の維持補修の義務及びその大修繕を行なう場合の公庫の承認を受ける条件等を加えることとしたものであります。同法第三十三条の改正は、主務大臣が報告を求め、または検査をすることができ受託者中に、第二十三条第七項の雇用促進事業団の受託業務にかかるものを加えることとしたものであります。同法第三十四条の改正は、宅地防災工事融資に関連した条文整理であります。同法第三十五条、第三十五条の二及び第三十六条は、条文整理であります。同法第四十七条及び第四十八条の改正は、第二十三条第七項の業務委託に関する罰則規定の整備をいたしましたものであります。次に、北海道防寒住宅建設等促進法第八條の二におきまして、北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、従来の一律三十年以内としていたものを改め、耐火構造については、三十五年以内に延長し、簡易耐火構造については、従来どおり三十年以内としたし関連条文を整理したものであります。次に、附則について御説明申し上げます。附則第一項は、この改正法の施行期日を、昭和三十七年四月一日としたものであります。附則第二項は、改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防寒住宅建設促進法第八條の二第二項の災害復興住宅及び地すべり関連住宅貸付金の償還期間の規定は、昭和三十六年六月一日以後に公庫が申し込みを受理したのから適用し、同日前に受理したものは、なお従前の例によることとしたものであります。附則第三項及び第四項は、産業労働者住宅資金融通法及び地方税法中関係条文の整理をいたしましたものであります。以上、この法律案について逐条的な御説明をいたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。それでは本案について御質疑の方は、順次御発言を願います。○田中一君 この一定期間内に償還期間を定められて、それ以前に、契約以前に繰り上げ償還しようとする場合の清算方法はどうかとなっておりますか。大体徴収は割賦徴収は均等で何というか、全部含めたものを、画一的なものを回収しておるはずですね。これは。○政府委員(齋藤常勝君) 償還期間内に事前に繰り上げ償還をいたします場合は、それまでの利息それから元金、こゝろいものを償還するという事になっております。○田中一君 たとえば生命保険等では、これは募集費等も加わるので、相当さういふ全部経費的なものをもってしまつて、余分にとつて、さうして金利等を含めたものを納入するようになっておりますが、その場合に、十八年なら十八年として元利償還というものはだんだん減る方式ではなくて、そのまま一律の徴収方法をとつていられる。住宅金融公庫の場合は、月に幾らという……。○政府委員(齋藤常勝君) その場合は、元金均等の計算になっておりますので、先ほど申し上げましたように元金と——残っております元金と、それからその償還の日までの総額に対する利息というものを加えたものを償還すればよろしいということになっております。○内村清次君 今回の改正で宅地造成等規制法が、この前の国会で、この委員会でも可決したわけですが、その附帯条件として勸告をしたもの、こゝろいつた勸告をして、宅地や建物の建てかえをやるというふうなものに対しての防災工事ですね、これの工事に対しては、やはり政府の方でも、地方公共団体の方でも補助金があるいはまた金融、融資をやつて、その勸告が早い期間で履行できるような態勢を整えなくちゃならないというふうな附帯決議もつたわけですね。この趣意に基づいて、今回この住宅金融公庫法の一部改正の中に、その条項も加えられたと思ひますが、問題は、先ほどの逐条説明の中にもあったように、貸付金の限度というものがあつたわけですね。その限度は政令で定める、こゝろいようなことになっておるのですけれども、この政令で、どういふふうな内容にきめていかれるのか、その政令の内容はわかっておりますか、あなたのほうで、これをやつぱりひとつこゝで出していただきたいと思ひます。○政府委員(齋藤常勝君) 宅地防災工事に対する貸付金の限度額というものは

について政令で規定するようになっておりますが、現在私どもが予定しております政令の内容は、一宅地につきまして最高限度額を四十万ぐらいたと考えております。それから、融資率につきましては、工事費の七五％を限度として融資をする、こういうふうに考えております。

○内村清次君 その場合に貸付金を受けるための条件というような問題はありますが、同時に、そういう予算措置はできておるかどうか、この点を。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいま申し上げました、四十万程度と申し上げましたのは、最高の限度額でございます。平均としましては、一宅地大体二十万程度というふうになるであろう、一平均としましては二十万程度になるであろう。そういうわけで、現在予算で計上しておりますのが、一億を予定しておりますので、件数におきまして約五百件を処理することができるとも、いろいろに考えておる次第でございます。

○内村清次君 そうすると、その条件は、どういふふうな条件がありますか。たとえば貸付するのに、額だとかの予算措置は、これはわかりませんが、これは大体の予定は、しかし、どういふような規格、家の構造だとか、宅地の広さだとか、こういう工事の方法だとか、そういうものに対しては、二十万貸すんだ、三十万貸すんだ、あるいは四十万貸すんだ、限度額ですね、そういう条件、基準、それから償還ですね、そういう条件はありますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 貸付の対象

になります。工事の内容につきましては、具体的には、勧告または命令が知らしめられることになっております。その際、具体的にどの程度まで工事をするべきであるか、防災上の程度まで改善すべきであるか、ということ、地方公共団体において個々に具体的に明確にしたい。その具体的な明確にしていただく。その具体的に明確にしていただくものに対しては、公庫が、これを工事費として対象として、勧告または命令から当然に出てくるものと、いろいろに考えておる次第でございます。

○内村清次君 それから、この第二十条の五項が改正されておりますね、第二十条。ここで「防災建築物」という字句があるわけですが、この「防災建築物」ということは、この第七條にある防災建築物区内にある建築物ということかどうか。この街区以外の中高層建築物は該当しないものであるかどうか。その点ははっきりしているのですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 中高層の建築物の融資につきましては、従来からこの制度はやっておるわけでございます。今改正したいと企図いたしましたのは、防災建築物区内の防災建築物につきましては、店舗部分と住宅部分との比率が、実際問題としていたしまして、一般の中高層の場合よりも店舗部分が多くなるということでございます。防災街区の造成事業を推進いたしますためには、やはりこの融資率を、融資の割合を変えていく必要があると、いろいろに考えて、防災

街区につきましては政令で定められた率まで、換言いたしますならば、住宅部分と非住宅部分、従来法律上一対一でありましたものを、非住宅部分について、その率を上げるということ、意図したものでございまして、一般のこの防災街区に属しない中高層の建物につきましては、従来どおりの中高層の融資をしていく、こういうことでございます。

○内村清次君 そうすると、今回の改正で、特に非住宅部分の融資対象に拡大しておるわけですね。これは、どうした理由ですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 現在防災街区区内で建築されます建築物は、実際問題としていたしましては、住宅の部分と非住宅の部分の大体二対一くらいになっておるんです。そこで、今までの今回の改正で意図することはなかなかむずかしい点がございますので、一対一・五、すなわち一倍半まで非住宅部分はあってもいい。逆に言いますならば、住宅部分と非住宅部分が二対三というふうな限度になるように政令で率を定めていく、こういうわけでございます。

○内村清次君 そうすると、政令の率は、どういふふうになっておるんですか。今言われたように一対一・五の中に入っておるわけですか、その率は。

○政府委員(齋藤常勝君) 防災街区内の建築物につきましては、今申し上げましたように一・五でございます。一般の建築物の場合は法律上一対一、こういうことになっておるんです。

○内村清次君 三十六年度にこの防災建築物の、昨年度施行したところの実績というものはありますか。この地

区名だとか施行の状況、融資の状況等につきまして、建設省のほうで、その実績の状況を資料として持つておられますかどうですか。この点もやっぱり委員会には当然報告の義務があると思っております。これは田中委員が相当の防災街区の問題については、この委員会でも前任住宅局長のときに熱心に唱道された問題でもありますが、三十六年度の実績がわかっておるなら、ひとつ知らせていただきたいと思います。

○政府委員(齋藤常勝君) 防災街区の造成事業は三十六年度から出発したものでございますが、現在までに、現在と申しますが、二月八日現在に防災街区の指定をいたしましたところが、全国で二十八都府でございます。で、地区の数が五十十府所。なお現在その手続中のものが十五都府。地区数におきましては十七地区、街区数が五十地区でございます。合計いたしますと、四十五地区の百街区程度に現在までのところとなっております。

なお、年度内にまだ予定されておるものが若干ございますけれども、これはまだ申請が参つておりませんが、これはつきりした数字はわかりませんが、今年度内にあるものは全部で四十都市くらいになっておるであろう、こういうふうには推定しております。

○内村清次君 融資の問題はどういう問題ですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 現在の防災街区につきましては、防災街区の造成は、まず共通の調査から、設計に入りました。それから上物の建設に参つ

ておりますので、現在の防災街区造成事業に基づく防災街区の指定によつて上物の建設に入っておるといふものは、まだないわけでございますが、たゞ、従来の防火時代からの継続的な一実態は、防災街区とあまり変わりがありませんが、いろいろなものについての建築というものは中高層の融資によつて行なわれておるわけでございます。

○内村清次君 住宅局長に頼みたいことは、地区名を、ただいまあなたが言われた数字と、どういふふうにするか。防災街区が申請なりまた施工をやつたのだ、申請中のもの、それは、どの県のどういふところだという資料をひとつ出してもらいたいと思つております。

○政府委員(齋藤常勝君) 申し上げます。地区の名前から申し上げますと、一応現在指定済みの十八都市、二十八地区というのについて申し上げますと、長野の上田市、これが地区として一でございますが、街区は二。それから静岡の浜松、吉原、熱海、それから滋賀県の彦根、大阪の布施、兵庫県の姫路、岡山、山口県の岩国、愛媛県の今治、愛知県の豊橋、秋田県の大館、山形市、金沢市、埼玉県大宮市、福島県の福島、それから岐阜県多治見、和歌山県の和歌山市、こういうところが都市名でございます。大体地区数におきましては、それぞれ一ないし二、街区数におきましては、大きいところで、たとえば豊橋のようなところでは八街区、その他は、大体一ないし四程度の街区数でございます。

○田中一君 北海道の融資住宅、これは一部増築分だけは住宅金融公庫で木造を許しているというふうにしたはず

ですが、その後どうなっていますか、
実態は、やはり作っていますか。増築
部分は木造でいいというような特例
を、数年前にそれを認めただけです。
事実北海道へ行ってみますと、とても
そんなものでは耐えられるものじゃな
いのですよ。これはもう非常に増築部
分を木造にしたために、吹雪が激しく
て凍土その他で破損してしまふので
す。その方針は今でも変わっていない
のですか。増築部分の融資申し込みに
ついては、やはり木造でも許可してい
るということですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 現在の取り
扱いは、おっしゃるとおりでございます
。○田中一君 それじゃあ、もうだいた
いたつので、ひとつその実態を調
べて下さい。その後、もう五年くらい
になるな。そうして腐朽度、それから
破損度等を調べて、大体この北海道防
寒住宅建設等促進法を作った趣旨は、
木造でなく、準耐火構造のものを強制
しようというところに意図があるのだ
です。それが多数の国会議員の意思に
よって逆戻りしているのです。それが
国家機関から出る資金なんです。一
これはあり得ないことです。だけれど
も、ある時期、ある場合にはやむを得な
いということ、僕は反対したはずだ
が、しかしやむを得ないから認め
たということになっておるわけですけ
れども、これはよくない。やってみて非
常に成績がいいというなら、もう北海
道寒冷住宅等は廃法にすべきです。木
造になさい。ことに耐火構造あるいは
準耐火構造のものと木造部分という
ものが独立しているものを、増築とはま

あ割合に言わないのです。特に寒いと
ころですから、渡り廊下なんかでくっ
つけて、あるいは接続して増築された
ら、その場合に北海道は寒いところで
すから凍上します。基礎をコンクリー
トでやるなんていうところじゃない。
また荷重も軽い。そうならたらちくは
ぐになるのはあたりまえなんです。床
面がどこになるわけです。私は見
ていますが、その後どうなっている
か、ひとつ早急に調べて下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) おっしゃる
とおり、北海道の建築物については耐
火を促進するという法律によりまし
て、できるだけ北海道の建築物を防災
の見地から耐火のものにするとい
うことになっておるわけでございます。
今お話の点につきましては、至急調査
いたしまして御報告申し上げますと存
じます。

○田中一君 それから昨年の暮れに、
これは大臣にも聞いていただきました。
厚生年金還元住宅というもののワ
クを、建設大臣が許可した財団法人日本
労働者住宅協会にこれを委託してやら
しているわけです。厚生省が実際に、
今までも再三指摘したのですけれど
も、相かわらずやはり北海道における
融資住宅というものは、これは本造を
やっていると、認めているのです。した
がってその場合には、厚生省の厚生年
金還元住宅というもののに対しては、
何か連絡があつてやっていると、
か、単独にやっていると、その点は
現状はどうなつておるのか。

○国務大臣(中村梅吉君) 建設戸数と
か基本的な大筋については協議して、
できるだけわれわれのはりも実態を把
握するように努めておりますが、こま

かい点につきましてはやはり向こうが
所管を持つておるものですから、われ
われのほうも一々協議を受けておりま
せんわけです。若干そういう点につ
いて、住宅政策としては遺憾な点がある
と私も思つておる。

○田中一君 結局、北海道などは寒冷
住宅を単行法をもつて進めているわ
けです。それが厚生省はそれは知ら
ないのだということじゃおかしい話な
んです。これは現在木造を作ってい
ますよ、やはり。こういう問題はひとつ
建設大臣が閣議で発言されていくら
いの問題です、単行法があるんですか
ら。これは建設省にはかり強制するも
のじゃないんです。

もう一つ、国が直接建設している住
宅あるいは住宅に準ずる住宅という
か、たとえば警察署における留置場、
これははっきりした住宅です。被疑者
を収容するところは住宅にすぎない、
間違いないです。こういう問題でも北
海道では木造で作つておるものがあ
る。かりに一時、二日でも三日でも置
くというよりな拘留所的なものでも、
裁判所の下に置かなくていいことはあ
りますよ。こういうようなものでも、
木造ということば許されたいはずなん
です。こういうものをひとつ住宅局で
調査して下さい。この法律ができて以
来どういふものができておるか。これ
は予算とか何とかの問題じゃないんで
す。国民には強要する、困はそれと反
対のことを平気でしているといふこと
があつたらぬと思つておる。住宅
局さつそくこれも調べて下さい。どう
ですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 調査いたし
ましてお答え申し上げます。

○田中一君 それからこの法律にあり
ます雇用促進事業団、ちよつと私手元
に法律がないんですが、これから委託
されておるといふものはどういふもの
が対象になるんですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 雇用促進事
業団におきましては、雇用促進のため
の住宅といふものにつきまして融資を
するということになっておる。これは
雇用促進事業団法の改正によりま
してそういうものができるといふこと
になるわけでございますが、大体三十
七年度におきましては資金において約
十七億程度を見込みまして、戸数と
して三千戸程度の貸付を行なうとい
うことになっておるわけでございます。

○田中一君 それは何の用途に用いる
建物ですか。物置ですか、それとも事
務所ですか、あるいは住宅ですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 今申し上げ
ましたように、雇用促進のための労働
者の移動といふことがございますの
で、それを受け入れる事業主が労働者
のための住宅を建てるわけございま
す。その住宅に対する融資をやるとい
うのがほんとうの計画でございます。

○田中一君 そりすと住宅ですわね。
いつも言つておるとおり住宅行政とい
うものは一本化しなさいといふことを
言つておるんです。この雇用促進事業
団が地方公共団体に直接事業を委託す
る、やはり住宅金融公庫にも委託する
といふことでなくして、住宅金融公庫
に全部まかしたらどうですか、産労住
宅のように。厚生年金住宅は御承知の
ように厚生省がじかに都道府県を窓口
にしてそれを募集している。また雇用
促進事業団が同じような形でもって地
方公共団体を窓口としてやっておる。

したがって住宅政策が三元化している
ことになる。今までも厚生大臣、建設
大臣がここに出席してわれわれに言
明している、連絡を密にして将来住宅
政策の窓口を一元化する方向が望まし
いと再三言明しているわけですか。こ
ういふことによつて規模なり何なりあ
らゆる条件といふものを、公営住宅なり
住宅金融公庫の住宅なり、少なくとも
建設大臣がそれを握つて、あらゆる面
において国として方針は打ち出して
いかかかわらず、厚生年金住宅ある
いは移動者を受け入れるといふながら、
結局不特定な者が入るとはいないが
ら、むしろこれは住宅ですね、それを
また新しく労働者が窓口になつてそれ
ぞれ自分の考え方で建設するとい
う行き方に対しては、もう反省しなけ
ればならぬと思つておる。住宅金融
公庫がその一部を受け入れるなんてい
うことじゃなくて、全面的に住宅金融
公庫にまかしたらどうなんでしょうか。
そういう話し合ひはされなかつたので
すか。

○政府委員(齋藤常勝君) 住宅行政の
一元化につきましてはおっしゃるとお
りでございます。私どもその一元化の
推進といふことにはどういふ方向
で持つていくかといふことで、いろいろ
具体的には頭を悩ましておるわけ
でございますが、今回の雇用促進のため
の融資につきましては、裏から申しま
すと住宅行政の一元化を一步進めると
いふつもりで、むしろ金融公庫の住宅
というところに話を持つていったわけ
でございます。と申しますのは、この資
金の裏づけが失業保険の剰余金とい
うものを前提にして出発しておりますし、
それからもう一つは、現実にどこに需

○田中一君 そりすと住宅ですわね。
いつも言つておるとおり住宅行政とい
うものは一本化しなさいといふことを
言つておるんです。この雇用促進事業
団が地方公共団体に直接事業を委託す
る、やはり住宅金融公庫にも委託する
といふことでなくして、住宅金融公庫
に全部まかしたらどうですか、産労住
宅のように。厚生年金住宅は御承知の
ように厚生省がじかに都道府県を窓口
にしてそれを募集している。また雇用
促進事業団が同じような形でもって地
方公共団体を窓口としてやっておる。

○田中一君 そりすと住宅ですわね。
いつも言つておるとおり住宅行政とい
うものは一本化しなさいといふことを
言つておるんです。この雇用促進事業
団が地方公共団体に直接事業を委託す
る、やはり住宅金融公庫にも委託する
といふことでなくして、住宅金融公庫
に全部まかしたらどうですか、産労住
宅のように。厚生年金住宅は御承知の
ように厚生省がじかに都道府県を窓口
にしてそれを募集している。また雇用
促進事業団が同じような形でもって地
方公共団体を窓口としてやっておる。

○田中一君 そりすと住宅ですわね。
いつも言つておるとおり住宅行政とい
うものは一本化しなさいといふことを
言つておるんです。この雇用促進事業
団が地方公共団体に直接事業を委託す
る、やはり住宅金融公庫にも委託する
といふことでなくして、住宅金融公庫
に全部まかしたらどうですか、産労住
宅のように。厚生年金住宅は御承知の
ように厚生省がじかに都道府県を窓口
にしてそれを募集している。また雇用
促進事業団が同じような形でもって地
方公共団体を窓口としてやっておる。

○田中一君 そりすと住宅ですわね。
いつも言つておるとおり住宅行政とい
うものは一本化しなさいといふことを
言つておるんです。この雇用促進事業
団が地方公共団体に直接事業を委託す
る、やはり住宅金融公庫にも委託する
といふことでなくして、住宅金融公庫
に全部まかしたらどうですか、産労住
宅のように。厚生年金住宅は御承知の
ように厚生省がじかに都道府県を窓口
にしてそれを募集している。また雇用
促進事業団が同じような形でもって地
方公共団体を窓口としてやっておる。

○田中一君 そりすと住宅ですわね。
いつも言つておるとおり住宅行政とい
うものは一本化しなさいといふことを
言つておるんです。この雇用促進事業
団が地方公共団体に直接事業を委託す
る、やはり住宅金融公庫にも委託する
といふことでなくして、住宅金融公庫
に全部まかしたらどうですか、産労住
宅のように。厚生年金住宅は御承知の
ように厚生省がじかに都道府県を窓口
にしてそれを募集している。また雇用
促進事業団が同じような形でもって地
方公共団体を窓口としてやっておる。

要があるのかということをも最も具体的に把握することができ、かつまた雇用促進といふことの責任はこの促進事業団にもあるわけでございます、その点とわれわれの住宅行政とを合わせて考えた場合に、一つの考え方は全部住宅局においてやるということがいいという考え方もありますが、反面また向うの趣旨も生かし、かつ住宅行政の實質的な一元化といふようなことも考えますならば、まず公庫がこの貸付の業務の委託を受けまして、それによつてその中身につきましましては、建設省と労働省とが十分に相談をして、融資の条件等についても目下検討中でございますけれども、そういうような實質的な点については統一的に持つていきたい、そういうことでむしろまあ微温的なものではございませうけれども、一歩前進するといふ格好でこの委託といふような制度を新設したわけでございます。

○田中一君 そりするとこれは全面的に住宅金融公庫が窓口となつてやるのだといふことの前提であるといふことではないですか。これは建設大臣に答弁してはらわなければ困る。その点は現在建設大臣は産労住宅を所管しているのです。これと同じように労働省は雇用促進事業団の予算措置は持つていて、計画を持つています。しかしそれらの実施にあつては、一切住宅金融公庫にまかせたための前提としての第一歩であるといふことのように理解していいのですか。現在は住宅金融公庫並びに都道府県に対して職業安定所その他がございませうから、それを掌握してゐるのは都道府県ですから、都道府県に窓口をまかせて融資をしてゐるわけ

です。その点どうなんですか。○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘のように、全面的というわけにはまだ参つておりませんが、なるべく全面的にわれわれのほうはこういふ仕組みに逐次していきたい、こういう希望を持つておるわけでございます。実施をしてやりました結果の成績等も見まして、われわれとしてはそういう方向に努めて持つていきたい、こういう希望を持つておるわけでございますが、まだ全面的とはなつておりません。

○田中一君 これはもう官側のなわ張り根性というやつにはほんとうに國民は迷惑し過ぎてゐるのです。だから川島長官はこの機構を何とかしよらんていふことになつてくるのです。同じことをやつてゐるのです。貸付の条件等も違ふのです。厚生年金住宅と住宅金融公庫が出してゐるところの産業住宅とは、こればどうしてそういうことをしなければならぬいかといふのは不思議に思ふのです。が、それででき上がるものも違つてくるのです。労働大臣との間にそういう話ができ、それを一部こつちに移すことに対しては賛成です、しかし全面的に移すことが望ましい。同時にまた厚生年金住宅も住宅金融公庫が窓口を持つてゐるのですから、住宅金融公庫が全面的にもつていくような方法をとるために、やはり同じような考え方をもち、その一部これができるのだといふように法律改正したらどうですか。われわれが修正します。大臣は閣議で、こうなつた以上、厚生大臣少しこつちのほうに窓口をよこせ、こういうこと勝負で物事をやつてゐる。衆なところ

に押し込んでいくし、抵抗の強いところからは逃げていくといふことじゃ、いつまでたつたつて住宅といふものは一元化されたいです。これは何年か言つてゐるのですが、これは大臣の政治力の弱さ、大臣じゃないですよ、池田内閣の政治力の弱さ、あるいは池田内閣が強いが、官僚の勢力が強いからかです。条件が違つてゐるので、そんなばかな話ありませんよ。將來これを推し進めて、あるいは將來よりにこれを吸収してやるのだといふことが望ましいですよ。たとえば臨就といふますか失対事業としても、道路局、河川局は——今後どうなるか存じませんけれども、今までは全部労働省の予算をもらつて就労させた。住宅といふと非常に弱くなる。労働省との話し合ははどういふことになつたんですか。局長よくここで踏み切つたものですね、一部でも金融公庫によこせといふことになつたのは、経緯はどうなんですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 住宅の一元化につきましては、これはまことに先ほど申し上げましたとおりおっしゃるとおりでございます。今回の委託といふますか、こういうのが全面的であるかどうかといふことも確かに一つの問題であると思ひます。しかしながら先ほど申し上げましたように、實質的に一元化を少しでも推進していきうことから考えまして、この住宅が特定の目的のためであるといふ一つの色彩があるといふことは、これは否定できません、したがうしてその需要といふものがどういふところに具体的に起こつてくるかといふことは、やはり

労働当局のほうがよく具体的につかむことができるかといふことは、これもまた否定することはできないと思ひます。しかしながらその供給に關しては、これを一元的にやるということがよいといふことについても、また議論はないであらうと私も考へるのであります。そこでこのような雇用促進のため住宅の建設、その融資といふことにつきまして、このような制度ができかかつてきたといふときに、われわれの考へておりましたことは、實質的には一元的に運営しなければいかにいふことから、その事業計画でありますか、あるいは資金計画、先ほど申し上げました業務方法書等につきましては、十分に労働省と建設省とが協議をして決定するといふ前提を置かしまして、これを確約いたさせまして、その前提に立ちまして、その計画そのものは住宅行政の一元化の方向に取り入れていくといふことで、ただ貸し付けの業務につきましては、特定の目的のための住宅の需要の把握といふことは、雇用促進事業団がやるのが適當であるといふ考へ方をいたしまして、貸付業務そのものは、まず事業主から公共団体を通して金融公庫の支所に行き、本所に行く、そして本所と事業団との關係はきつめて簡潔に済ませまして、そして、その際には金融公庫が貸付業務について、その内容の決定をするといふような形にもつていくといふことによりまして、一般の事業者の申し込みに對しましては不便を来たさないように、また供給計画の全体の住宅建設計画等の関連におきまして、そこを来たさないようにといふようにならだめを押しながらいふことに踏み

切つたわけでありまして、私どもとしてまだ不十分と思ひますけれども、一元化の一つの具体的な一歩前進であるといふように考へてこのような提案をいたした次第であります。

○田中一君 厚生年金住宅のほうはどう話合つてゐますか。○政府委員(齋藤常勝君) 厚生年金、國民年金の問題につきましては、これは制度がもうすでにでき上つておりました、それについてのいろいろな批判といふものもわれわれも承知しております。そういうことで、その實質的な、今申し上げました事業計画その他につきまして十分に協議して、全体の住宅供給の計画が一元化していくといふ方向へ進めるために、厚生省とも何回もお話し合ひをしておりませうけれども、すでにでき上つておる制度でありますために、なかなか困難な面が多々あるわけでございます。しかしながら、その方向への努力を継続していきうといふのが私どもの考へであります。

○田中一君 もう一べんに戻ります。がね、今度の雇用促進事業団は年間融資する金のうちのどのくらいを住宅金融公庫にまかせようといふことになつておられますか。何%くらいですか。何かそういう額はきめられておるはずでしょう。

○政府委員(齋藤常勝君) まず第一には事業計画の問題でございますが、事業計画で先ほど申し上げましたように十七億を予定いたしましたので、これ約三千戸を建て、こういう計画についても協議をいたしたわけでありませう。そのほか融資条件につきましては現在まだ進行中でございますが、確定しておりませぬけれども、産業労働者住宅等

第十二部 建設委員会會議録第九号 昭和三十七年二月二十日【參議院】

五

との関連も考えて、レポートでありますとかそういうものについて統一をはかっているという事でございます。それを進めておきます。それから具体的な融資事務のルートにつきましても、これは先ほどちょっと申し上げましたけれども、事業主から地方公共団体に申し込みをいたしまして、それから公共団体からは公庫の支所が上がって参りまして、支所から本所が上がって参る、本所が上がってきたときに雇用促進事業団の本所と協議をするという程度でございます。貸し付けの業務の中身は、むしろ公庫のルートをずっと上がっていくというように話を進めていきたいと思っております。

○田中一君 そりすると、三千戸全部公庫が預かるのだということですね。そうですね。

○政府委員(齋藤常勝君) はい。

○田中一君 わかりました。

○委員長(大河原一夫君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一夫君) 速記を始め

て。 本案についての本日の質疑はこの程度にいたしたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、鹿児島県内の一級及び二級国道全線早期舗装等に関する請願(第一二九三号)

第一二九三号 昭和三十七年二月八日受理

紹介議員 田中 茂穂君

山正元

児島県土木協会内 横

山正元

鹿児島県内の一級及び二級国道全線早期舗装等に関する請願
請願者 鹿児島市山下町三七鹿
児島県土木協会内 横
山正元
鹿児島県は、全国一の多雨県であると共に、台風常襲地帯に加え、特殊土じょう地帯であるため、建設行政に多大の困難を伴なっている。しかして、今日の市町村行財政は、なにもぶんに国の施策が基本となつて現状であるから、本県の特異性に鑑み、昭和三十七年度国家予算の審議に当つては、(一)本県の一級及び二級国道の改良拡幅と全線舗装を早急に完工すること、(二)九州縦貫高速自動車道の予算を増額し、早急に着工すること、(三)老朽橋の架け替えに対しては、補助と起債を認めること、(四)河川改修事業を適債事業として指定すること、(五)都市計画事業による国道に対しては、補助率を引き上げること、(六)下水道整備については、国庫補助を大幅に増額し、補助率を二分の一以上とすること、(七)土地区画整理法に伴う事業施行は、国庫補助の対象とすること、(八)市町村道のうちバス運行路線については、地方交付税の算定基礎を引き上げること等の実現が期せられるより特段の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十七年二月二十二日印刷

昭和三十七年二月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局